告 示

埼玉県告示第九百二十六号

建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 以 下 法」 とい う。 $\overline{}$ 第二十八条第三項

規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

なお、 平成三十年埼玉県告示第八百八十六号は、 取 ŋ 消 す。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

― 処分をした年月日

平成三十年八月八日

処分を受けた者の 商 号、 主たる営業所の 所在地、 代 表者の氏名及び許可

イ 商 号

株式会社田中工業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼四百四十七番地

ハ 代表者の氏名

田中 亮圭

二 許可番号

埼玉県知事許可(特—二十七)第七三八〇号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

平成三十年八月二十二日から同月二十八日までの七日間

四 処分の原因となった事実

法違反 会社 及び地方法人税法違反により、 田中工業は、平成三十年七月十二日、 罰金千七百万円の有罪判決を受けた。また、 さい たま地方裁判所から法人税

同 社の 元代表取締役は、 同じく、 懲役一年執行猶予三年の有罪判決を受けた。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。